

四半期報告書

(第31期第2四半期)

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月11日

【四半期会計期間】 第31期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

【英訳名】 SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和田 洋 一

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

【電話番号】 03(5333)1144

【事務連絡者氏名】 取締役 経理財務担当 松 田 洋 祐

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

【電話番号】 03(5333)1144

【事務連絡者氏名】 取締役 経理財務担当 松 田 洋 祐

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第2四半期 連結累計期間	第31期 第2四半期 連結累計期間	第30期 第2四半期 連結会計期間	第31期 第2四半期 連結会計期間	第30期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	90,561	68,056	61,161	35,516	192,257
経常利益 (百万円)	12,181	3,520	10,652	94	27,822
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	2,683	1,723	4,355	△89	9,509
純資産額 (百万円)	—	—	148,558	150,228	154,258
総資産額 (百万円)	—	—	242,934	255,732	270,529
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,279.10	1,291.66	1,326.82
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 又は 四半期純損失金額(△) (円)	23.32	14.98	37.85	△0.77	82.65
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	23.32	14.96	37.85	—	82.59
自己資本比率 (%)	—	—	60.6	58.1	56.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,132	7,587	—	—	20,838
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,871	33,401	—	—	△53,774
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,140	△4,220	—	—	31,707
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	96,455	143,899	109,717
従業員数 (名)	—	—	3,764	3,331	3,338

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第31期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,331 (2,240)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	17 (—)
---------	--------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商品及び製品であっても一様でないため、セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

(2) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	2,803	—
アミューズメント事業 (百万円)	3,329	—
出版事業 (百万円)	952	—
ライセンス・プロパティ等事業 (百万円)	442	—
合計 (百万円)	7,526	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは受注による生産は行っておりません。

(4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	18,552	—
アミューズメント事業 (百万円)	12,562	—
出版事業 (百万円)	3,521	—
ライセンス・プロパティ等事業 (百万円)	880	—
合計 (百万円)	35,516	—

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、及びライツ・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高は35,516百万円(前年同四半期比41.9%減)、営業利益は278百万円(前年同四半期比97.8%減)、経常利益は94百万円(前年同四半期比99.1%減)、四半期純損失は89百万円(前年同四半期は、四半期純利益4,355百万円)となりました。

当第2四半期連結会計期間のセグメントの業績は次のとおりであります。

①デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメントコンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機含む)、PC、携帯電話等、多様な利用環境に対応しております。

当第2四半期連結会計期間は、8月に発売した「ケイン アンド リンチ2 ドッグ・デイズ」がミリオンセラーになっております。

当事業における当第2四半期連結会計期間の売上高は18,552百万円となり、営業利益は590百万円となりました。

②アミューズメント事業

株式会社タイトーにおけるアミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売、株式会社スクウェア・エニックスにおける業務用ゲーム機器の企画、開発及び運営を当セグメントに計上しております。

当第2四半期連結会計期間は、引き続き厳しい外部環境の中、アミューズメント施設運営は、低調に推移いたしました。

当事業における当第2四半期連結会計期間の売上高は12,562百万円となり、営業利益は1,293百万円となりました。

③出版事業

コミックの単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行っております。

当第2四半期連結会計期間は、人気作品のテレビアニメ化の効果により、引き続きコミック単行本の販売が堅調に推移いたしました。

当事業における当第2四半期連結会計期間の売上高は3,521百万円となり、営業利益は804百万円となりました。

④ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当事業における当第2四半期連結会計期間の売上高は881百万円となり、営業利益は216百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は143,899百万円（前年同四半期比47,443百万円の増加）となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純損失が398百万円（前年同四半期は、税金等調整前四半期純利益7,399百万円）に加えて、減価償却費1,536百万円（前年同四半期比431百万円の減少）、売上債権の増減額△5,811百万円（前年同四半期比9,937百万円の増加）、たな卸資産の増減額537百万円（前年同四半期比1,024百万円の減少）、仕入債務の増減額1,430百万円（前年同四半期比3,557百万円の減少）、法人税等の支払額299百万円（前年同四半期比171百万円の増加）、法人税等の還付額1,478百万円（前年同四半期比1,478百万円の増加）等により、営業活動により獲得した現金及び現金同等物は、3,247百万円（前年同四半期比6,793百万円の減少）となりました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により獲得した現金及び現金同等物は、33,575百万円（前年同四半期は、2,166百万円の支出）となりました。主な要因は、有価証券の償還による収入35,000百万円、差入保証金の回収による収入312百万円と有形固定資産の取得による支出1,324百万円であります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した現金及び現金同等物は、114百万円（前年同四半期は、2,953百万円の収入）となりました。主な要因は、配当金の支払額139百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、189百万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	115,370,596	115,370,596	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	115,370,596	115,370,596	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプション(新株予約権)、2010年満期円貨建新株予約権付社債及び2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,882,352
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,400(注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成22年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	37,000

(注) 1 この新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(1) 当初転換価額

5,100円

(2) 修正の基準

2006年11月以降、毎年11月第3金曜日の翌取引日以降、転換価額は、決定日までの10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の94%に相当する金額に修正される。

(3) 修正の頻度

年1回

(4) 転換価額の下限

3,400円

但し、2010年10月25日までの1回に限り、当社が必要と認め、かつ本新株予約権付社債の社債権者に事前通知(以下「事前通知」という。)を行った場合には、通知日の翌取引日以降で当社が指定した一定の日(以下本号において「特約発動日」という。)の翌取引日以降、その時点で有効な転換価額及び上記の下限転換価額は、特約発動日まで(当日を含む。)の10連続取引日(但し、終値のない日は除き、特約発動日が取引日でない場合には、特約発動日の直前の取引日までの10連続取引日とする。以下本号において「特約発動時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下本号において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、特約発動時価算定期間内に、下記『転換価額の調整』で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額及び下限転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額及び下限転換価額が1,700円(以下本号において「フロア価額」という。但し、下記『転換価額の調整』による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額及び下限転換価額はフロア価額とする。なお、本号による転換価額の修正が行われた場合には、特約発動日後最初に到来する11月第3金曜日には転換価額の修正を行わず、その翌年の11月第3金曜日より上記の修正を行うものとする。但し、本号により修正された上記の下限転換価額は、特約発動日の翌取引日以降、上記『新株予約権の行使期間』記載の本新株予約権の行使請求期間最終日の営業終了時(預託地時間)まで有効とする。

『転換価額の調整』

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額

で当社普通株式を発行し又は当社が保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額の上限

該当事項はありません。

2 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

3 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

4 当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取り決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項はありません。

5 提出会社の決定による社債の全額の繰上償還又は新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

(1) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が、本新株予約権付社債の要項に従い、合併で消滅会社となる場合、及び株式会社又は他の会社と共同して株式移転をすることにより他の会社の完全子会社となる場合において、存続会社・完全親会社等に合理的な条件で本新株予約権付社債を承継させるために必要な所定の措置を講じることができなかつた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、当該合併又は株式交換若しくは株式移転の効力発生の日より前に、残存する本社債の全部（一部は不可。）又は上記所定の措置において当社の申し出を承諾しなかつた本新株予約権付社債権者の所持する本社債の全部（一部は不可。）を、本社債額面金額の101%で繰上げ償還することができる。

(2) コールオプション条項による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、10連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日において適用のある転換価額の115%以上であった場合、当社は、2005年11月28日以降2010年11月24日までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、当該10連続取引日の末日から30日以内に、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%の金額で繰上償還することができる。

当社は、2005年11月28日以降、注1(4)記載の特約発動日（当日を含まない。）までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の101.50%の金額で繰上償還することができる。

当社は、注1(4)記載の特約発動日（当日を含む。）から6ヶ月経過後以降2010年11月24日までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%の金額で繰上償還することができる。

(3) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

該当なし。

(4) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社に本社債に関する支払に関し、一定の特約に基づく追加金の支払の義務が発生し、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、いつでも、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額で繰上償還することができる。但し、本社債に関する支払をしたとすれば上記追加金の支払の義務が課せられる最も早い日から90日より前の日には、かかる償還の事前通知を行うことはできない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116
新株予約権の行使の条件	①募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又はに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当て契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

② 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	637,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116
新株予約権の行使の条件	①募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

③ 平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき発行した2008年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	198
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,172 資本組入額 1,586
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。 ②①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 ④その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

④ 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2009年10月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	570
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,108 資本組入額 1,054
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>②①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

⑤ 平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年1月新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,293
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月26日 至 平成26年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,678 資本組入額 1,339
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 ③新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。 ④その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

⑥ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	770
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,465 資本組入額 733
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>②①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

⑦ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,895
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月30日 至 平成27年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,259 資本組入額 1,130
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>③新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権社債

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	35,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月19日 至 平成27年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	130	130
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	3,823,528	3,823,528
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	3,400	3,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	13,000	13,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注)	—	115,370,596	—	15,204	—	44,439

(注) 平成22年10月1日から平成22年10月31日までの間においては、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
福嶋 康博	東京都渋谷区	23,626	20.47
株式会社福嶋企画	東京都渋谷区初台2丁目16-18	9,763	8.46
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	東京都港区南青山2丁目6-21	9,520	8.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,438	7.31
宮本 雅史	東京都目黒区	7,077	6.13
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	6,367	5.51
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,071	3.52
メロン バンク トリーティール クラ イアーツ オムニバス (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	3,504	3.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,539	2.20
株式会社エスシステム	徳島県徳島市弓町2丁目2番地の1	2,045	1.77
計	—	76,954	66.70

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1~9)名義の株式3,611千株が含まれております。

2 ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成22年8月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年8月17日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, U.S.A. 60602	10,630	9.21

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 298,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 114,309,500	1,143,095	—
単元未満株式	普通株式 762,696	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	115,370,596	—	—
総株主の議決権	—	1,143,095	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都渋谷区代々木 3-22-7	298,400	—	298,400	0.26
計	—	298,400	—	298,400	0.26

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,047	1,962	1,820	1,753	1,840	1,935
最低(円)	1,940	1,570	1,601	1,619	1,650	1,731

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	110,295	111,211
受取手形及び売掛金	22,166	30,682
有価証券	35,000	35,000
商品及び製品	3,342	3,237
仕掛品	291	54
原材料及び貯蔵品	546	469
コンテンツ制作勘定	18,179	16,025
その他	12,456	17,199
貸倒引当金	△215	△533
流動資産合計	202,062	213,347
固定資産		
有形固定資産	※1 18,437	※1 18,850
無形固定資産		
のれん	9,169	10,233
その他	10,326	11,390
無形固定資産合計	19,495	21,623
投資その他の資産	※2 15,737	※2 16,707
固定資産合計	53,670	57,182
資産合計	255,732	270,529

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,042	10,666
短期借入金	1,326	2,808
1年内償還予定の社債	37,000	37,000
未払法人税等	860	4,090
賞与引当金	1,153	1,571
返品調整引当金	4,164	4,046
店舗閉鎖損失引当金	172	321
資産除去債務	2	—
その他	9,998	14,753
流動負債合計	63,722	75,257
固定負債		
社債	35,000	35,000
退職給付引当金	2,593	2,170
役員退職慰労引当金	258	250
店舗閉鎖損失引当金	608	645
資産除去債務	647	—
その他	2,674	2,947
固定負債合計	41,782	41,013
負債合計	105,504	116,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,204	15,204
資本剰余金	44,444	44,444
利益剰余金	97,672	98,848
自己株式	△857	△856
株主資本合計	156,464	157,641
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△77	△9
為替換算調整勘定	△7,752	△4,951
評価・換算差額等合計	△7,830	△4,960
新株予約権	794	715
少数株主持分	800	861
純資産合計	150,228	154,258
負債純資産合計	255,732	270,529

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	90,561	68,056
売上原価	49,650	39,112
売上総利益	40,910	28,944
返品調整引当金戻入額	4,863	4,046
返品調整引当金繰入額	4,501	4,164
差引売上総利益	41,272	28,826
販売費及び一般管理費	※ 28,181	※ 23,113
営業利益	13,091	5,712
営業外収益		
受取利息	99	128
受取配当金	13	13
負ののれん償却額	45	—
雑収入	103	55
営業外収益合計	261	197
営業外費用		
支払利息	7	50
持分法による投資損失	47	—
支払手数料	36	22
為替差損	1,065	2,298
雑損失	12	18
営業外費用合計	1,170	2,389
経常利益	12,181	3,520
特別利益		
固定資産売却益	32	0
貸倒引当金戻入額	40	162
新株予約権戻入益	—	96
為替換算調整勘定取崩額	—	317
その他	2	104
特別利益合計	75	681
特別損失		
固定資産除却損	107	290
投資有価証券売却損	0	—
割増退職金	2,012	—
事業再編損	1,171	—
事業買収関連費用	825	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	462
その他	140	243
特別損失合計	4,258	996
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	7,998	3,205

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
匿名組合損益分配額	5	△5
税金等調整前四半期純利益	7,993	3,211
法人税、住民税及び事業税	5,871	49
過年度法人税等	911	—
法人税等調整額	△1,475	1,431
法人税等合計	5,307	1,481
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,730
少数株主利益	3	6
四半期純利益	2,683	1,723

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	61,161	35,516
売上原価	32,731	22,663
売上総利益	28,429	12,852
返品調整引当金戻入額	3,897	3,620
返品調整引当金繰入額	4,501	4,164
差引売上総利益	27,826	12,309
販売費及び一般管理費	※ 15,329	※ 12,030
営業利益	12,496	278
営業外収益		
受取利息	59	72
受取配当金	0	0
負ののれん償却額	△23	—
雑収入	35	10
営業外収益合計	72	82
営業外費用		
支払利息	7	32
持分法による投資損失	46	—
支払手数料	18	11
為替差損	1,838	209
雑損失	6	13
営業外費用合計	1,916	267
経常利益	10,652	94
特別利益		
貸倒引当金戻入額	35	—
訴訟和解金	—	1
事業再編損戻入益	—	1
その他	3	0
特別利益合計	38	3
特別損失		
固定資産除却損	53	266
割増退職金	2,012	—
事業再編損	1,171	—
貸倒引当金繰入額	—	20
過年度消費税等	—	170
その他	57	44
特別損失合計	3,295	502
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益又は 純損失(△)	7,395	△404

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
匿名組合損益分配額	△3	△5
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	7,399	△398
法人税、住民税及び事業税	4,689	△199
過年度法人税等	△197	—
法人税等調整額	△1,451	△115
法人税等合計	3,039	△314
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△83
少数株主利益	3	5
四半期純利益又は四半期純損失(△)	4,355	△89

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,993	3,211
減価償却費	3,657	3,013
のれん償却額	823	751
為替換算調整勘定取崩額 (△は益)	—	△317
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	462
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△345	△331
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△163	△417
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△111	394
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	370	423
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6	7
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△138	△142
受取利息及び受取配当金	△112	△141
支払利息	7	50
為替差損益 (△は益)	1,211	2,398
持分法による投資損益 (△は益)	47	—
固定資産除却損	107	290
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,015	7,273
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,269	△3,009
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,209	△1,366
その他	7,275	△2,734
小計	7,554	9,814
利息及び配当金の受取額	124	153
利息の支払額	△7	△55
法人税等の支払額	△3,539	△3,803
法人税等の還付額	—	1,478
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,132	7,587
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,089	△2,165
有形固定資産の売却による収入	142	10
無形固定資産の取得による支出	△183	△157
有価証券の償還による収入	—	35,000
投資有価証券の売却による収入	7	—
子会社株式の取得による支出	—	△20
差入保証金の差入による支出	△250	△88
差入保証金の回収による収入	490	1,060
定期預金の預入による支出	△1,518	△546
定期預金の払戻による収入	106	546
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△12,478	—
貸付けによる支出	△5	△3
貸付金の回収による収入	37	7
その他	△130	△241
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,871	33,401

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,037	—
短期借入金の返済による支出	—	△1,346
長期借入金の返済による支出	△3,021	—
株式の発行による収入	139	—
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△2,293	△2,873
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,140	△4,220
現金及び現金同等物に係る換算差額	△110	△2,484
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,990	34,283
現金及び現金同等物の期首残高	111,875	109,717
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	65	—
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△495	△101
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 96,455	※ 143,899

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社コミュニティエンジンほか3社は、第2四半期連結累計期間において清算終了あるいは清算手続中であり、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 42社及び1任意組合
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ21百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は、484百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は649百万円であります。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる当第2四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2. 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「割増退職金」(当第2四半期連結累計期間2百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しております。 3. 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「事業再編損」(当第2四半期連結累計期間13百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しております。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失(△)」の科目で表示しております。 2. 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました特別損失の「割増退職金」(当第2四半期連結会計期間1百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しております。 3. 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました特別損失の「事業再編損」(当第2四半期連結会計期間7百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の実績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、40,025百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、44,509百万円 であります。
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 660百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 706百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給料手当 7,644百万円	給料手当 6,586百万円
賞与引当金繰入額 799	賞与引当金繰入額 528
退職給付費用 539	退職給付費用 545
広告宣伝費 6,149	広告宣伝費 4,567

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 3,706百万円	給料手当 3,310百万円
賞与引当金繰入額 397	賞与引当金繰入額 185
退職給付費用 271	退職給付費用 272
広告宣伝費 4,377	広告宣伝費 2,824

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 97,933百万円	現金及び預金勘定 110,295百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 1,477	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 1,396
預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券) —	預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券) 35,000
現金及び現金同等物 96,455	現金及び現金同等物 143,899

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 115,370千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 298千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 10,882千株

(2) 平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 14,000千株

(3) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 794百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,876	25	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	1,150	10	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	ゲーム事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	出版事業 (百万円)	モバイル・コンテンツ事業 (百万円)	ライツ・プロパティ事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	39,929	13,815	4,054	2,518	842	61,161	—	61,161
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	—	—	0	△0	0	△0	—
計	39,931	13,815	4,054	2,518	841	61,161	△0	61,161
営業利益	11,357	1,030	1,196	1,005	256	14,846	△2,349	12,496

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	ゲーム事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	出版事業 (百万円)	モバイル・コンテンツ事業 (百万円)	ライツ・プロパティ事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	48,442	25,853	7,875	5,179	3,210	90,561	—	90,561
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	—	—	0	1	2	△2	—
計	48,444	25,853	7,875	5,179	3,211	90,563	△2	90,561
営業利益	10,365	1,106	2,335	2,169	1,387	17,364	△4,273	13,091

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品または商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品又は商品

事業区分	主要製品又は商品
ゲーム事業	ゲーム、オンラインゲーム
アミューズメント事業	アミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機器・関連商製品
出版事業	コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等
モバイル・コンテンツ事業	携帯電話向けのコンテンツ等
ライツ・プロパティ事業	キャラクターグッズ等の二次的著作物等

3. 当社グループは、これまで事業の種類別セグメントを「ゲーム事業」、「オンラインゲーム事業」、「モバイル・コンテンツ事業」、「出版事業」、「AM等事業」及び「その他事業」と定め、昨年10月に発足した持株会社体制の下、各々の事業セグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めてまいりました。かかる組織体制や事業基盤の整備・強化を踏まえ、第1四半期連結会計期間より、「ゲーム事業」、「アミューズメント事業」、「出版事業」、「モバイル・コンテンツ事業」、「ライツ・プロパティ事業」に変更しております。

4. 営業費用の配賦方法の変更

従来、(株)タイトーの管理部門に係る費用の全額をAM等事業に含めておりましたが、第1四半期連結会計期間より、消去または全社の項目に含めております。この変更は、第1四半期連結会計期間から事業区分の変更に伴い、各セグメントにおいて管理すべき費用をより明確にするために行ったものです。なお、(株)タイトーの管理部門に係る営業費用は以下の通りであります。

当第2四半期連結累計期間 1,071百万円

5. 第1四半期連結会計期間において、当社がEidos LTD.の株式を取得したことにより、ゲーム事業における資産の金額が37,985百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	42,711	9,603	8,763	83	61,161	—	61,161
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,638	689	3,448	20	5,796	△5,796	—
計	44,349	10,292	12,211	103	66,957	△5,796	61,161
営業利益	10,893	576	1,015	7	12,493	3	12,496

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	69,461	10,897	10,035	165	90,561	—	90,561
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,188	1,266	3,654	40	7,150	△7,150	—
計	71,650	12,164	13,690	206	97,711	△7,150	90,561
営業利益又は 営業損失(△)	13,018	△118	168	9	13,077	13	13,091

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米……アメリカ、カナダ
(2) 欧州……イギリス、フランス、ドイツ他
(3) アジア……中国、韓国

3. 第1四半期連結会計期間において、Eidos LTD.の株式を取得したことに伴い、北米の区分にはカナダ、欧州の区分には、フランス、ドイツ他が加わっております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	9,809	8,812	449	19,071
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	61,161
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.0	14.4	0.7	31.1

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	11,319	10,159	737	22,215
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	90,561
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.5	11.2	0.8	24.5

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米……アメリカ、カナダ
 (2) 欧州……イギリス、フランス、ドイツ他
 (3) アジア……中国、韓国、台湾他
 3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、スクウェア・エニックス、タイトー、アイドスなどの国際的ブランドのもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ／サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機、PC、携帯電話等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	35,178	23,540	7,559	1,777	68,056	—	68,056
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	—	2	2	△2	—
計	35,178	23,540	7,559	1,780	68,059	△2	68,056
セグメント利益	6,482	1,976	2,055	440	10,955	△5,242	5,712

(注) 1. セグメント利益の調整額△5,242百万円には、のれん償却額△751百万円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△4,498百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・ブ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	18,552	12,562	3,521	880	35,516	—	35,516
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	—	0	0	△0	—
計	18,552	12,562	3,521	881	35,517	△0	35,516
セグメント利益	590	1,293	804	216	2,904	△2,626	278

(注) 1. セグメント利益の調整額△2,626百万円には、のれん償却額△373百万円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△2,256百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	4百万円
販売費及び一般管理費	144百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

(1) 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 77,000株
付与日	平成22年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成22年8月24日から平成42年8月23日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	1,464円

(2) 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 140,000株
付与日	平成22年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成24年7月30日から平成27年7月29日
権利行使価格	1,895円
付与日における公正な評価単価	364円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,291.66円	1株当たり純資産額	1,326.82円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	23.32円	1株当たり四半期純利益金額	14.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23.32円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14.96円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,683	1,723
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,683	1,723
期中平均株式数(千株)	115,042	115,072
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	—	—
普通株式増加数(千株)	19	153
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	37.85円	1株当たり四半期純損失金額	△0.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	37.85円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	4,355	△89
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	4,355	△89
期中平均株式数 (千株)	115,074	115,072
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	—	—
普通株式増加数 (千株)	19	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

平成20年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、取引残高は前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

2 【その他】

平成22年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・1,150百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・10円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成22年12月3日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊浩一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田憲一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内龍也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊浩一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田憲一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内龍也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月11日

【会社名】 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

【英訳名】 SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和田 洋一

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 経理財務担当 松田 洋祐

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長和田洋一及び当社最高財務責任者松田洋祐は、当社の第31期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。